

放射能測定を実施したところ、放射性ヨウ素(ヨウ素131)、放射性セシウム(セシウム134、セシウム137)は下表のとおりとなりました。
このことから、多賀城市の水道水は安心してご使用いただけます。

多賀城市 末の松山浄水場ろ過水放射能測定検査結果表

測定機関:(株)江東微生物研究所

単位:Bq/kg

採水年月日	末の松山浄水場ろ過水(浄水)		
	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和3年5月11日	不検出(<0.7)	不検出(<0.7)	不検出(<0.8)
令和3年8月3日	不検出(<0.9)	不検出(<0.7)	不検出(<0.7)

<参考>

- 不検出とは、測定において検出できる検出限界値未満を意味します。
 - ・放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。
 - ・上記、表中の不等号は検出できる最小値が表記中の数字未満であることを意味します。
 - 放射性セシウム(セシウム134+137の合計)
 - ・平成24年4月1日から厚生労働省では、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kg設定され水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。
 - 令和3年度より、厚生労働省水道課長通知 建水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき、検査頻度を3ヶ月に1回としております。
- なお、緊急事態が発生し、放射性物質の濃度上昇が予想される場合は、随時測定を行います。

<検査頻度>

- 自己水源
 - ・末の松山浄水場ろ過水(深井戸 3ヶ月に1回)
- 受水水源
 - ・仙台市茂庭浄水場浄水(釜房ダム水系 3ヶ月に1回)
 - ・宮城県仙南・仙塩広域水道浄水(七ヶ宿ダム水系 月に1回)